

南陽台自治会 防災隊マニュアル

南陽台自治会防災隊

平成25年4月施行

目 次

1.	南陽台自治会防災隊の概要	2
2.	災害発生時の概略シミュレーション	4
3.	災害対策本部・役割の概要	6
4.	傷病者救援チーム・役割の概要	7
5.	情報班・役割の概要	8
6.	消火班・役割の概要	9
7.	救出救護班・役割の概要	10
8.	避難誘導班・役割の概要	11
9.	給食給水班・役割の概要	12
10.	南陽台防災隊防災訓練	13
11.	災害時要援護者支援制度について	14
●	南陽台防災マップ	15
●	南陽台自治会防災隊・規約（平成13年4月23日改訂施行）	規約1
●	南陽台自治会防災隊・内規（平成25年4月改訂施行）	内規1

1. 南陽台自治会防災隊の概要

はじめに

本マニュアルは防災隊専従隊員を対象とするものであり、一般会員には別途自治会発行の「防災マニュアル」がある。それぞれ目的を異にしており、「防災マニュアル」は個人として自分自身並びに家族を守るために必要とする自助の部分の記述したものであり、「本マニュアル」は南陽台自治会を中心とする防災隊が共助として地域を守るための活動について記述したものである。

成り立ち及び目的

自治会防災隊は平成12年（2000年）に自主防災組織として創設された。防災隊は、住民の共助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害による被害の防止、及び軽減を図ることを目的として、南陽台自治会に所属する世帯を以て構成される。従って、南陽台自治会の会員は自動的に防災隊の隊員となり防災隊の諸活動に積極的に参加することが期待される。

防災隊の活動

防災隊は上記の目的達成のために次のような諸活動を行う。①防災に関する知識の普及、②災害予防、③防災訓練、④防災資機材等の備蓄、⑤災害発生時の情報収集・伝達、初期消火、救出救護、避難誘導、給食給水、など。

役員及び会議の構成

防災隊の役員及び会議の構成は、隊長、副隊長（4名）、理事（22名以内）、監事（2名）が置かれ、全隊員を以て構成する総会と、全役員を以て構成する役員会が設置される。ただし、防災隊の隊長、副隊長、理事には夫々自治会の会長、副会長、役員が兼務で就任し、総会は自治会の総会と同時に開催する。また、防災隊の経費は自治会の予算の中で賄い、自治会と防災隊は一体的に運用される。

実務を担う組織体制

隊長、副隊長からなる防災隊本部が設置され、その指揮下に専従となる町内4つの避難区のリーダー及び5つの班（情報連絡班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班）、そして傷病者救護チームを以て編成する。活動内容を定めるために役員及び専従班全員からなる全体会議、役員及びリーダー、班長からなる幹部会議を設置する。リーダー、班長、班員はいずれもボランティアであり、共助の精神を以て地域の防災活動に従事する。

避難区リーダー・班長リーダー・班長・班員

避難区リーダーと班長リーダーは、各避難区の専従班員の中から隊長によって選任される。避難区リーダーは各避難区の班長と連携を図りながら避難区内の任務の遂行を統括する。また、避難区リーダーは防災隊役員会の準メンバーとして本部へ意見を具申する。班長リーダーは5つの班の役割および活動の企画と管理にあたる。

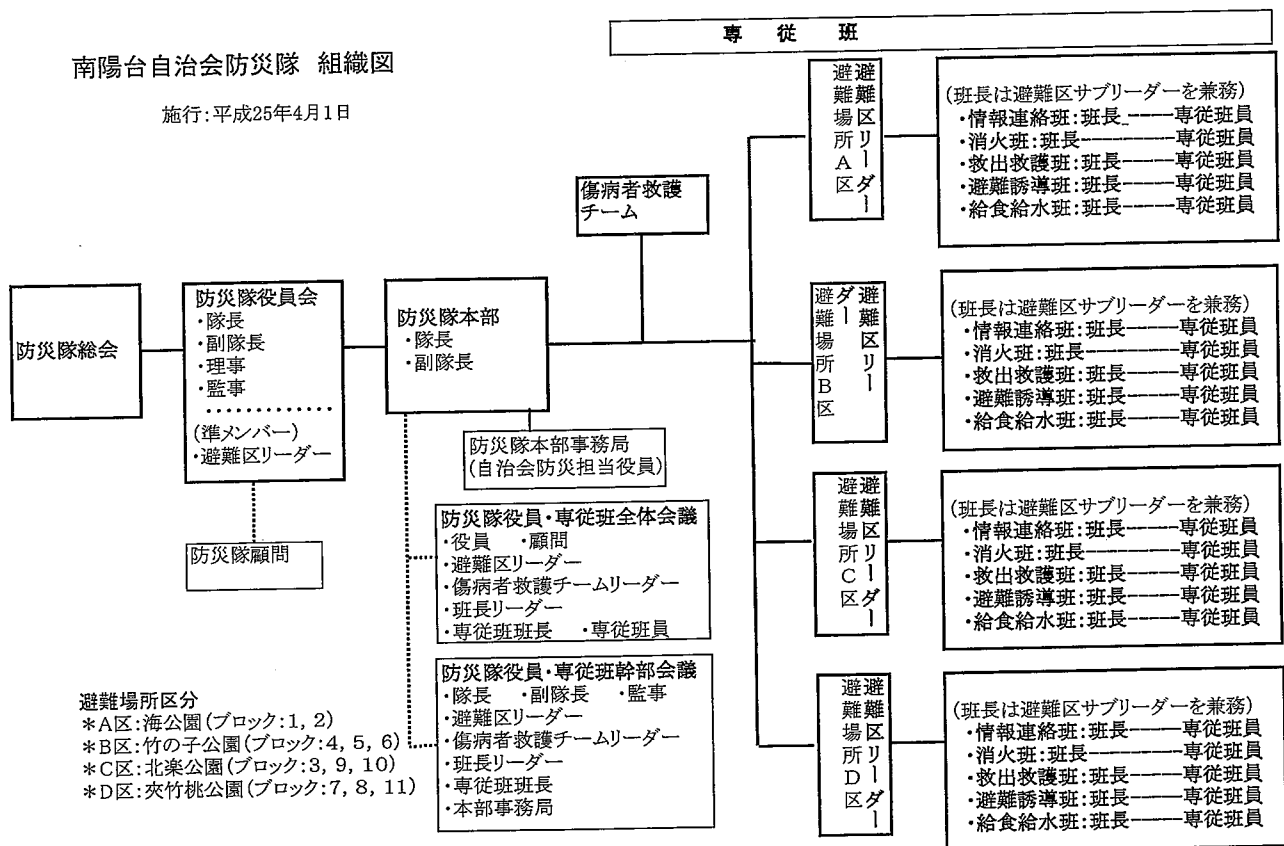
班長は避難区リーダーにより選任され各班の任務の遂行を統括すると共に、避難区リーダーのサブリーダーを兼務してリーダーを補佐する。

班員は防災隊員（自治会員）の中で、共助の精神をもって防災任務に当たる志を持つ者を言い、具体的には自ら志願したもの、自治会より要請を受けたもの、自治会役員を退任したもの、当年度の自治会役員よりなる。

傷病者救護チーム

医療あるいは救急救護などに関して専門的な知識、経歴、資格などを持っている隊員の中から隊長によって委嘱され、リーダー（1名）及びメンバーによって構成される。原則として避難区リーダー、専従班班長、班員とは兼務しない。

組織図



概略年間スケジュール

- ・ 毎月 : 定期点検
員数確認、組立・解体・収納（担架、簡易トイレなど）、発動発電機起動停止
- ・ 2月～4月 : 災害時要援護者、支援者見直し・更新
状況確認、要援護者、支援者の見直し、更新
- ・ 4月～8月 : 専従班防災訓練活動
内部の講習会実施による班員のレベルアップ、外部の研修会参加
八王子市主催研修会、生活安全部防災課主催、自主防災団体連絡協議会主催など数種
- ・ 9月 : 専従班全体防災訓練
第1週日曜日 最寄り公園及び北楽公園 専従班対象
- ・ 11月 : 総合防災訓練
第2或は第3日曜日 最寄り公園及び北楽公園 一般及び専従班対象

2. 災害発生時の概略シミュレーション

災害規模及び被害想定

八王子市の地域防災計画などから「多摩直下地震 M7.3」を想定する。この時南陽台は震度6強と思われる（震度6.0～6.6）。この時南陽台の各種危険度（建物倒壊・火災・避難）は都市整備局のデータによれば評価ランクⅠで他地区に比して安全度の高い地区になっている。

都防災HPの「家屋全半壊率グラフ」のより推定すると次の通りとなる。

- ・ 家屋全半壊数 : 0～48戸（在来木造軸組住宅：その他住宅＝2：8と想定）
- ・ 全半壊による避難者 : 0～135人

その他の災害として水害は殆ど無視出来ると思われる、がけ崩れの危険地帯も一丁目と二丁目のごく一部地域が危険地帯の境界線上にあるが殆ど問題とはならないと推定する。しかし、倒壊後の火災発生、風などによる延焼を配慮すると最悪5倍程度の被害を想定する必要がある。

- ・ 家屋全半壊数 : 48～256戸
- ・ 避難者 : 135人～717人

直近の東日本大震災事例から見て「ライフラインの崩壊」、「幹線道路の封鎖」、「3日～5日間の共助期間」も考慮する必要がある。

災害発生時の対応

防災隊本部を直ちに自治会館に設置、各班を招集すると共に被害状況を把握、必要に応じ初期消火、救出救護を行う、また公的機関へ連絡、援助要請を行い、避難者が有る場合は適切な避難誘導を行う。

避難後は避難所の運営、救援物資の収集・配布、在宅避難者の把握と情報共有、住民の帰宅支援など災害発生から平時復帰に至るまで全般に渡る支援活動を行う。

各班の役割など詳細は後述するが災害時それぞれの専門性を発揮する期間は短い、そのため時期により他の班と一致協力して被災軽減、脱出のため最善をつくすことが必要である。

被害規模と避難行動

当地域は他地域と比較して安全度が高い。上記想定は相当大きめの被害想定をしてある。しかし、地震などによる直接の一次被害は小規模であったとしても、火災発生に伴う想定外の事象による延焼などにより上記想定よりも大規模被害に至る場合も有り得る。

避難行動が必要な場合を次のように行う。

- ・ 一旦最寄りの一次避難場所に集合し、その後避難所に移動する。
A地区：海公園、B地区：竹の子公園、C地区：北楽公園、D地区：夾竹桃公園
- ・ 小規模被災時
避難所：自治会館（70～80名程度）、これを超える場合は近隣で受入れ依頼
- ・ 大規模被災時
広域避難場所：東京薬科大 その後の状況により避難場所を決定、移動する。

3. 防災隊本部・役割の概要

目的

本体は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害による被害の防止、及び軽減を図ることを目的とする。（南陽台自治会防災隊規約第3条参照）

本部の構成

隊長、副隊長4名を以って構成し、自治会の会長、副会長が就任する。本部の下に本部事務局2名を置き、当年度の自治会防災担当役員が就任する。本部事務局は本部の自治会防災担当副会長である副隊長の指示の下で、本部の役割遂行にあたってその補佐的な実務を担当すると共に、本部と避難区リーダー・専従班班長との実務的な連絡・調整に当たる。

本部の任務・役割

平常時、災害時、それぞれ隊長の指揮の下で、自治会の防災担当副会長である副隊長が実務を統括する。

1. 活動方針の企画・実行 2. 各任務相互の調整 3. 消防、市など防災機関との連絡

平常時の任務・役割

1. 被災軽減活動

- ①防災知識の普及・啓発
- ②防災訓練の計画と実施
- ③地区内の安全点検
- ④防災倉庫の備品点検
- ⑤火災予防運動の展開

2. 準備・備え等

- ①地域の災害危険箇所の把握
防災マップの作成、更新
- ②災害時要援護者の把握、支援体制の整備
- ③災害時必要とする資機材の調査、調達
- ④避難場所管理・運営方法の策定
- ⑤市との連携により研修への参加
- ⑥市の支給品（非常食救援物資など）の調達
- ⑦他の防災組織、防災機関との連携・協力体制整備

3. 維持管理

- ①防災隊組織の維持、管理
年間計画の作成、実施、名簿の管理
- ②マニュアル類の作成、更新
- ③会員名簿の整備、更新
- ④災害時要援護者情報の整備、更新

災害時の任務・役割

1. 災害対策本部の設置

- ①大規模災害時は会館に自動参集
- ②避難区リーダー、各班長への連絡
- ③関係機関へ情報伝達

2. 災害時の活動

- ①被害情報収集
被災マップの作成
- ②必要に応じ初期消火、救出救護、避難指示
- ③各班の任務や活動力の調整と統合
- ④災害要援護者の避難支援、指示
- ⑤関係機関への情報伝達・救援要請
- ⑥住民への広報
- ⑦必要に応じ被災者の自治会館へ受入れ
- ⑧避難所の運営
他機関への協力及び需要物資の要請、炊き出し、給食・給水活動
- ⑨在宅被災者の調査、住民との情報共有

4. 傷病者救護チーム

平時における救出救護の指導、災害時のけが人などの応急手当、専門機関への引き渡しなどに主導的役割を果たす。

1. 医療・介護関連有資格者の把握
地域内有資格者の発掘、把握、
2. 応急手当・応急処置の教育・普及
専従班への教育・訓練
3. 救護・介護用資器材の調査・整備
資器材の調査、本部への申請、整備点検
4. 傷病者、要援護者の受入れ・対応
非常時の傷病者、要援護者の受入れ、
5. 消防署、医療専門機関との連携

平常時の任務・役割

1. 医療・介護関連有資格者の把握
地域内有資格者の把握
2. 応急手当・応急処置の教育・訓練
 - ① 応急手当など普通救命講習の実施
 - ② 専従班への指導・訓練
3. 救護・介護資器材の調査・整備
 - ① 必要器材の調査、本部申請
 - ② 器材の定期的整備点検

災害時の任務・役割

1. 傷病者・要介護者の受入れ
 - ① 地域内被災傷病者の受入れ
 - ② 避難要介護者の受入れ
2. 受入れ者への対応
 - ① 傷病者への応急手当
 - ② 要介護者への適切な処置
3. 消防署・医療関連部門との連携
 - ① 関連専門機関への連絡
 - ② 専門機関への適切な引継、引き渡し

5. 情報班・役割の概要

1. 防火、防災意識の普及高揚
組織活動紹介、防災知識の研修、普及
2. 情報の収集伝達
住民情報の把握、住民への情報伝達、伝達手段の策定、関係先への伝達
3. 被災状況の把握
被害状況収集、被害・被災マップの作成、関係先連絡
4. 防災マップの作成
災害要注意ポイントの定期的調査・把握、防災マップの作成
5. 情報用資器材の調査・整備点検
情報用資器材の調査、必要資器材の本部申請、手持ち資器材の定期的整備点検

平常時の任務・役割

1. 防火、防災意識の普及高揚
 - ①自主防災組織の活動紹介
 - ②防災知識の普及
各種研修への参加、報告
 - ③防災予防のPR
2. 情報収集伝達
 - ①情報伝達手段連絡網の確立
地域住民情報の把握、住民への情報伝達手段の策定
 - ②関係先の調査・連携
 - ③安否確認手段の調査、PR
3. 防災マップの作成
 - ①地域の災害要注意ポイントの定期的調査
 - ②調査結果のマップ化、PR
4. 資器材の調査・整備点検
 - ①情報器材の調査、本部への申請
 - ②手持ち資器材の定期的整備点検

災害時の任務・役割

1. 被害状況の把握、連絡
 - ①地域の被害状況及び火災発生状況の収集
 - ②収集すべき情報の指示、関係先連絡
 - ③被害・被災マップの作成
2. 住民への情報伝達
 - ①住民への伝達
 - ②不在時連絡箱などの設置、管理
3. 本部、防災機関への伝達
 - ①現場の住所、目標、現場の状況
 - ②負傷者の有無及び程度
 - ③今後予測される被害状況
 - ④避難所の避難者数及び避難状況

6. 消火班・役割の概要

1. 防火の啓蒙活動

消火器具類の調査・PR、防火関連研修への参加、

2. 消火訓練の実施

消火器材による訓練の実施

3. 消火器具の点検・整備

防災マップによる消火器具類の適正配置、本部への申請、定期的な点検

4. 他班との連携支援

消火活動は初期消火にのみ限定、能力を超えると判断される場合他の班と協力し救出救護、避難誘導などの活動を行う。

平常時の任務・役割

1. 防火の啓蒙活動

- ①消火器、火災報知機の設置啓蒙、PR
- ②防火関連の研修参加、報告

2. 消火訓練の実施

- ①初期消火訓練の実施
- ②地区内消火栓や防火水槽等の所在の確認
- ③地区内消火器の点検、記録

3. 消火器具の点検・整備

- ①消火用器材の調査、適正配置、本部への申請
- ②器材の定期的整備点検

災害時の任務・役割

1. 初期消火活動

- ①火災情報の収集
- ②関係機関への通報、応援要請
- ③初期消火、延焼防止活動

2. 火災拡大時の対応、他班との連携

同時多発、火災の拡大など能力を超える場合は消火活動を中止、救出救護、避難誘導など他の班と連携した活動に移行する。

7. 救出救護班・役割の概要

1. 救出・救護知識・技術の習得

普通救命講習会の受講、AED使用方法習得、応急手当方法の習得、資器材の使用法習得

2. 危険個所の現状確認

防災マップによる確認、認識、地区内問題個所の調査・把握

3. 要支援対象者の把握、傷病者救護チームとの連携

災害時要援護者支援制度による調査結果の活用、

4. 救出・救護の訓練

資器材を使用しての救出、負傷者搬送方法の訓練

5. 救出・救護資器材の調査、整備点検

救出救護用資器材調査、本部申請、手持ち器材の定期的整備点検

6. 資器材保管の方法検討

緊急時、容易な取り出しを可能とする保管方法

- AED保管場所 : 自治会館、南陽台駐在所

いずれも建屋内あるいは担当者が居る時のみ使用可能

平常時の任務・役割

1. 救出救護知識・技術の習得

①普通救命講習会の受講

②AEDの使用法習得

③負傷者の応急手当、搬送方法習得

④救出用資器材の使用法習得

2. 危険個所の現状認識

①防災マップによる危険個所把握

②地域の危険個所調査

3. 要支援対象者の把握

災害時要援護者支援制度の対象者の把握

4. 救出・救護の訓練

①救出用資器材使用による訓練実施

②実際の現場想定による応用訓練

5. 資器材の調査、整備点検

①救出救護用資器材調査、本部申請

②手持ち資器材の定期的整備点検

6. 資器材保管方法検討

災害時の任務・役割

1. 要救出救護対象者の把握

①負傷者の発生、要支援対象者の把握

②救出優先順位の決定

2. 救出・救護活動

①救出・救護資器材の活用

②周囲の資器材の臨機応変の活用

③周囲の人の協力要請

④二次災害の防止

3. 他チームとの連携

①消防署などへの救援要請

②傷病者救護チーム、医療機関との連携

③避難誘導班との連携

8. 避難誘導班・役割の概要

1. 避難場所、避難方法の調査、周知

防災マップによる適切な避難場所、避難経路の調査、避難誘導方法の調査研究、避難用資器材の調査

2. 要支援対象者の把握、他班との連携

災害時要援護者支援制度による調査結果の活用

3. 避難誘導訓練

避難用資器材使用による訓練、想定現場による応用訓練

4. 避難誘導用資器材の調査、整備点検

避難誘導資器材の調査研究、本部申請、手持ち資器材の定期的整備点検

平常時の任務・役割

1. 避難場所、避難方法の調査・周知

①適切な避難場所の調査、確認

②避難経路の調査研究

③安全な避難方法の調査研究

④避難用資器材の調査

2. 要支援対象者の把握

災害時要援護者支援制度の調査結果活用

3. 避難誘導訓練の実施

①避難用資器材使用による訓練

②実際の現場を想定して応用訓練

4. 避難誘導用資器材の調査、整備点検

①避難誘導用資器材の調査、本部申請

②手持ち資器材の定期的整備点検

災害時の任務・役割

1. 被災状況の把握

被災状況や災害発生時間、規模の把握

2. 避難場所、経路の検討、選択

適切な避難所、適切で安全な経路の選択

3. 避難場所への誘導

①その時点での最適一時避難場所

②最寄りの一時避難場所への誘導

海公園、竹の子公園、北楽公園、夾竹桃公園

③広域避難場所への誘導(災害の拡大時)

東京薬科大学

④避難場所への誘導

小規模被災：自治会館

大規模被災：公的避難所（小中学校など）

4. 他班との連携

①他班と連携して弱者優先の避難誘導

②必要により初期消火、救出救護を支援

9. 給食給水班・役割の概要

1. 給食資器材の確保、点検
非常時の給食・給水資器材の調査、資器材の本部申請、資器材の定期的整備点検
2. 給水拠点等の把握
非常時の給水方法、拠点の調査・把握
3. 炊き出し訓練
非常時用資器材使用による給食給水の実践
4. 非常時の給食給水活動
非常時用資器材による給食、食糧・飲料水・燃料の確保、配膳・配食活動、廃棄物処理
5. 他班との連携
情報収集・連絡、人員確保など他班と協力、必要に応じ支援の実施

平常時の任務・役割

1. 給食資器材の確保、点検
 - ①非常食の調査、本部申請、備蓄
3日～5日間分目標
 - ②給食・給水器材の調査、本部申請
 - ③資器材の定期的整備点検
2. 給水拠点の把握
 - ①給水拠点、井戸など調査、把握
 - ②非常時用飲料水の調査、確保
3. 炊き出し訓練
 - ①非常用資器材使用での炊き出し実施
 - ②配食・配膳方法の調査、訓練

災害時の任務・役割

1. 給食給水活動
非常用資器材による給食、給水
2. 食糧、飲料水の確保
3. 配膳、配食活動
弱者への配慮、公平な分配
4. 衛生面、廃棄物処理
食中毒など二次災害の防止
5. 他班との連携
 - ①状況把握、人員確保など他班の協力要請
 - ②他班の支援炊き出し等の活動

10. 南陽台自治会防災隊・防災訓練

目的

防災組織の構成・役割分担の確認、防災知識の普及、災害発生時の情報収集及び伝達、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導並びに給食給水の実際を訓練を通して体得することを目的とする。

実施時期

1. 専従班防災訓練活動：5月～8月、内部講習会実施、外部研修会参加
2. 専従班全体対象：9月の第1週日曜日 「専従班全体防災訓練」 午前中
3. 南陽台住民対象：11月第2あるいは第3週の日曜日 「総合防災訓練」 午前中

実施場所

最寄り公園：一時避難場所

A地区：海公園、B地区：竹の子公園、C地区：北楽公園、D地区：夾竹桃公園
北楽公園：仮想広域避難場所（実際の広域避難場所は東京薬科大学）

訓練内容（協力：八王子消防署由木分署）

1. 防災隊本部の立上
想定での災害発生、本部並びに各班自動立ち上げ、
2. 避難訓練
最寄り公園（一時避難場所）への集合、仮想広域避難場所（北楽公園）への移動
3. 情報収集伝達
住民への広報、人数確認報告、被災状況把握報告（仮想被害設定）、被災・被害マップ作成
4. 消火訓練
消火器の扱い実演、D級ポンプによる放水（由木分署）
5. 救出救護訓練
ジャッキ、バールの使用、担架搬送
6. 応急処置訓練
AEDの扱い、三角巾による処置、傷病者管理、ロープワーク
7. 炊き出し訓練
非常用食料による炊き出し、試食（アルファ米、乾パン、その他）
8. 全班連携のロールプレー
実際の現場を想定した救出救護から避難、応急処置など一連の連携訓練
9. 煙ハウス・起震車体験（総合訓練で実施）
由木分署に依頼
10. 備品展示、紹介（総合訓練で実施）
簡易トイレ、リヤカー、簡易担架、発動発電機、その他
11. 防災知識の普及（総合訓練で実施）
参加者へのチラシ配布

11. 災害時要援護者支援制度について

南陽台自治会防災隊においては、国および行政のガイドラインに基づいて、災害時要援護者支援制度を実施しています。

災害時要援護者対策（内閣府ホームページより）

平成16年に発生した一連の風水害で、犠牲者の半数以上が高齢者であったことから、高齢者等の災害時要援護者の避難支援などについて検討が進められ「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（17年3月）を取りまとめられました。以来、防災基本計画に要援護者対策の必要性を明記するとともに、避難所における支援等を中心にガイドラインの改訂を行い、市町村を中心とした取組が促進されています。

「災害時要援護者」とは

いわゆる「災害時要援護者」とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられている。

要援護者は新しい環境への適応能力が不十分であるため、災害による住環境の変化への対応や、避難行動、避難所での生活に困難を来すが、必要なときに必要な支援が適切に受けられれば自立した生活を送ることが可能である。

なお、要援護者情報の収集・共有に取り組んでいくに当たっては、現在の市町村の取組状況に関する次の①～③の例などを参考に、対象者の考え方（範囲）を明らかにし、重点的・優先的に進めていくことが重要である。

＜例＞① 介護保険の要介護：要介護3（重度の介護を要する状態：立ち上がりや歩行などが自力でできない等）以上の居宅で生活する者を対象としている場合が多い。

＜例＞② 障害程度：身体障害（1・2級）及び知的障害（療育手帳A等）の者を対象としている場合が多い。

＜例＞③ その他：一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯を対象にしている場合が多い。

南陽台自治会防災隊による取り組み

南陽台では自治会と自治会防災隊が一体となって災害時要援護者支援制度に災害時の地域共助の一環として取り組んでいます。平成23年3月に災害時要援護者支援制度への希望者募集がスタートしました。自治会員全戸に「災害時避難支援希望カード」を配布して避難支援希望者を募りました。300名程の希望者がありましたが、その中から優先度を検討して、避難支援の対象とする方々（支援対象者）53名（48世帯）を選定しました。一方、防災隊専従班の中から、その方々を支援する支援担当者を選任しました。

支援対象者の方々には支援対象者に選定された旨の連絡と支援担当者の名前を紹介する書面の配布、一方、支援担当者には担当する支援対象者についての情報等の提供、などの手続きが平成23年8月中に完了し、この制度が正式に実施されました。

平常時における見守りと災害時における避難支援にあたる体制を維持しています。

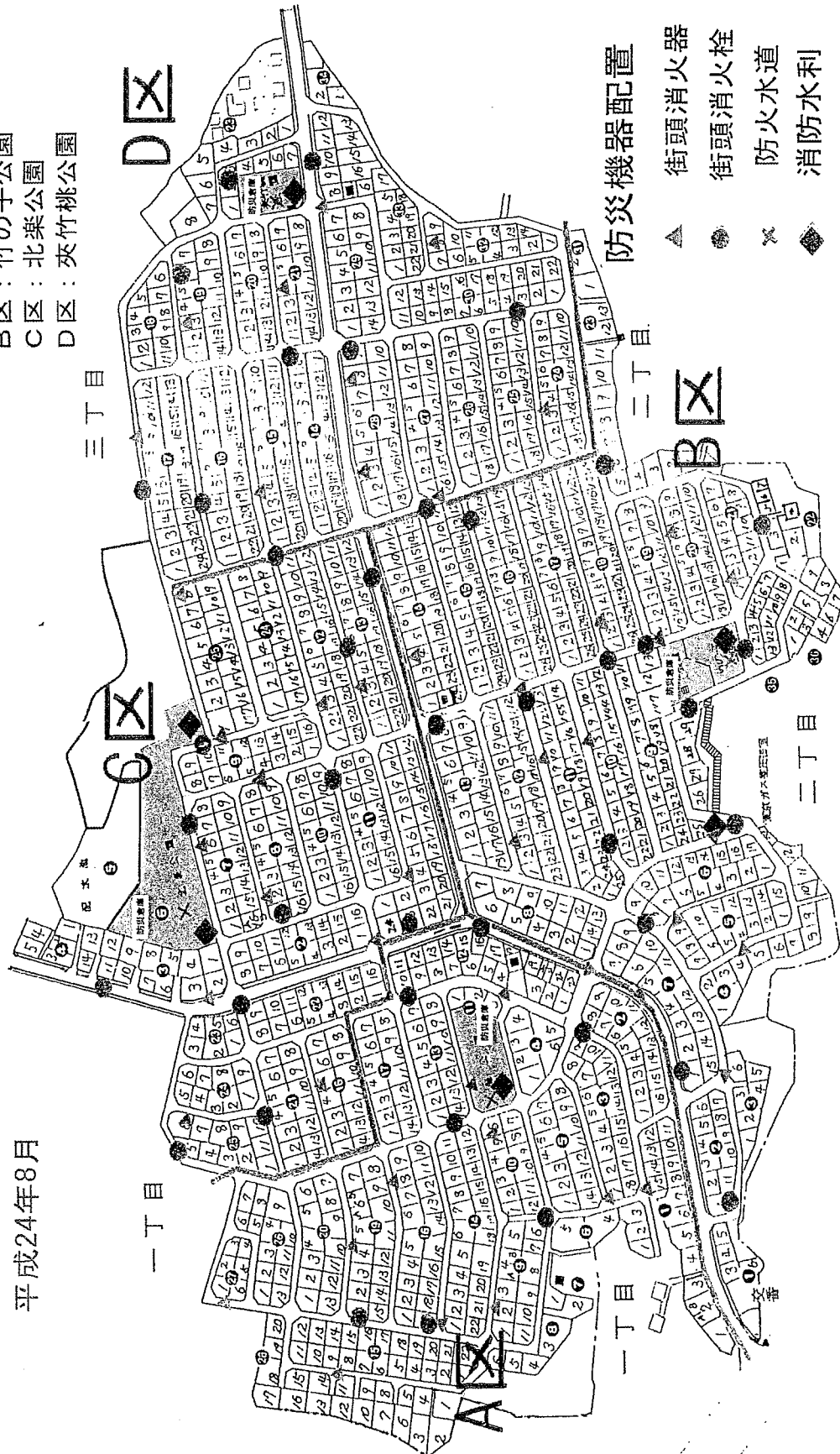
その後平成25年3月に2年毎に行われる再調査が行われました。支援対象者の再調査を行い、新たな担当者を選定して、第2期目の本制度の運用が行われました。

避難区と一次避難場所

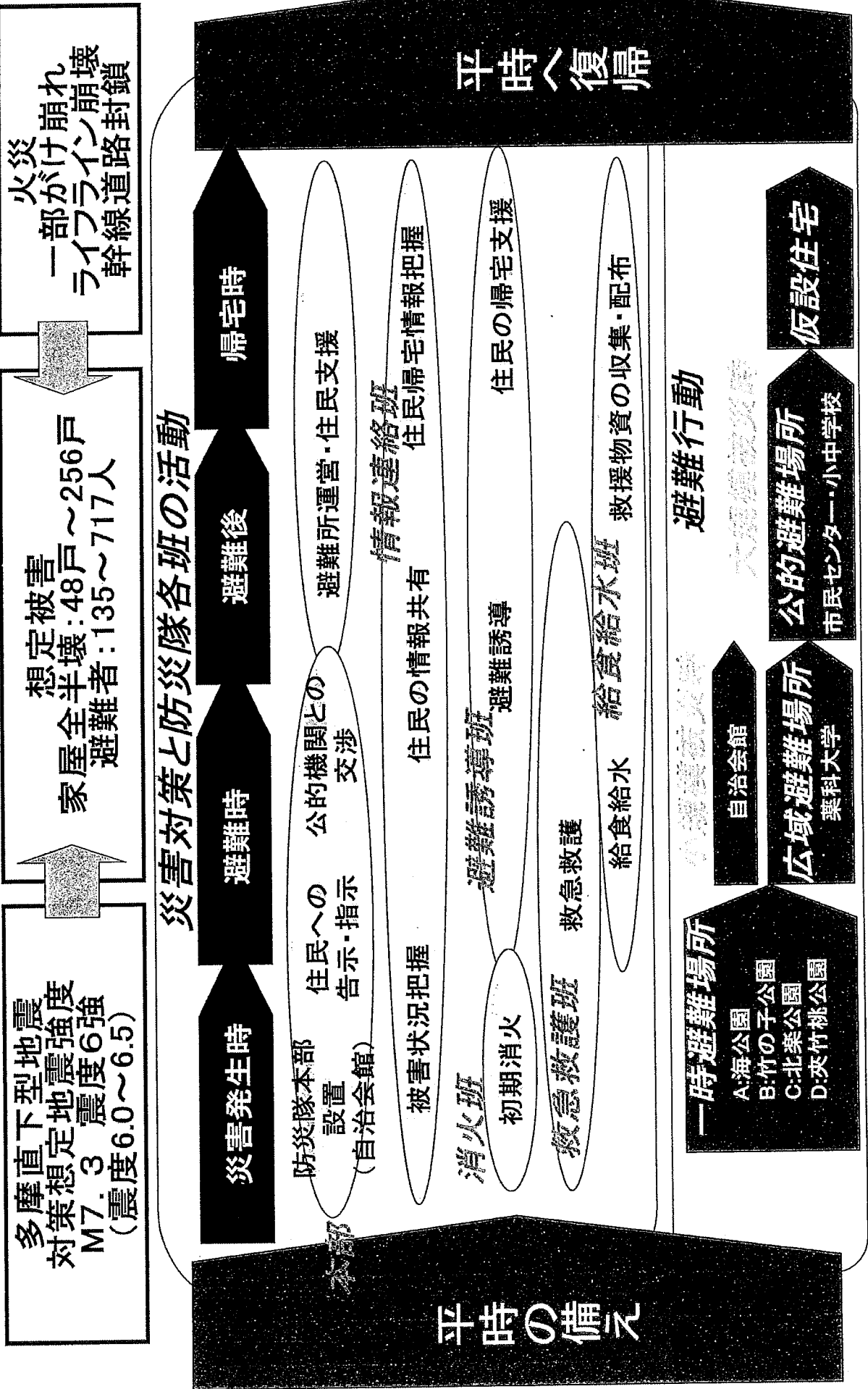
- A区：海公園
- B区：竹の子公園
- C区：北楽公園
- D区：夾竹桃公園

南陽台防災マップ

平成24年8月



南陽台災害シミュレーション



南陽台自治会防災隊規約

(名 称)

第1条 この組織は、南陽台自治会防災隊（以下「本隊」という）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本隊の事務所は、八王子市南陽台二丁目9番14号 南陽台自治会館内に置く。

(目 的)

第3条 本隊は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という）による被害の防止、及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本隊は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集、伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防火訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資器材等の備蓄に関すること。
- (6) その他本隊の目的を達成するために必要な事項。

(構 成)

第5条 本隊は、南陽台自治会に所属する世帯をもって構成する。

(隊員の責務)

第6条 隊員は、本隊の事業目的を達成するため、本隊の諸活動に積極的に参加するとともに、役員の指揮及び指導に従って行動するものとする。

(役 員)

第7条

1. 本隊に次の役員を置く。

- (1) 隊長 1名
- (2) 副隊長 4名
- (3) 理事 22名以内
- (4) 監事 2名

2. 役員は、隊員の互選による。

3. 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4. 南陽台自治会役員及び街区委員を兼任する本隊役員、班長及び班員の任期は、自治会役員及び街区委員任期満了の日までとする。また、新任自治会役員及び街区委員の任期は、

前任自治会役員の本隊役員、班長及び班員残存任期について本隊役員、班長及び班員に就任するものとする。

(役員の責務)

第8条

1. 隊長は、本隊を代表し隊務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。
2. 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるときはその職務を行う。
3. 理事は、役員会の構成員となり、隊務の運営に当る。
4. 監事は役員会の構成員となり隊務および会計を監査する。

(会 議)

第9条 本隊に総会及び役員会を置く。

(総 会)

第10条

1. 総会は、全隊員をもって構成する。
2. 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
3. 総会は、隊長が招集する。
4. 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関する事。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
 - (3) 事業計画に関する事。
 - (4) 予算及び決算に関する事。
 - (5) その他総会が特に必要と認めた事項。
5. 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第11条

1. 役員会は、隊長、副隊長、理事、監事をもって構成する。
2. 役員会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会に提出すべき事項。
 - (2) 総会により委任された事項。
 - (3) その他役員会が必要と認めた事項。

(防災計画)

第12条

1. 本隊は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。
2. 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。
 - (2) 防災知識の普及に関する事。

- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集及び伝達、出火防止、初期消火、救出救護並びに避難誘導に関すること。
- (5) その他必要な事項。

(経 費)

第13条 本隊の運営に要する経費は、自治会費、その他の収入をもってこれに充てる。

付 則

- 1. この規約は、平成12年4月23日から実施する。
- 2. 平成13年4月22日、一部規約（第7、8、11条および付則）を変更し施行する。

南陽台自治会防災隊 内規

(平成 25 年 4 月改定)

南陽台自治会防災隊内規は、「南陽台自治会防災隊規約」を補完するものとして、南陽台自治会防災隊の運営と実務を遂行するにあたっての詳細を定めるものである。

役員の選任

- 1) 隊長・副隊長・理事には、当年度の自治会の会長・副会長・役員が夫々選任され、総会の承認を以って就任する。
- 2) 監事は、防災隊隊員の中から隊長によって選任され、総会の承認を以って就任する。

組織体制

- 1) 防災隊の実務を遂行するための指揮系統組織体制として、「防災隊役員会」の下に「防災隊本部」を設置し、その指揮下に町内 4 ヶ所の避難場所区分（A 区から D 区）夫々に「避難区リーダー」を置き、各「避難区リーダー」の下には 5 班の「専従班」（情報連絡班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班）を編成して、各班には「専従班班長」を置き、その下に「専従班員」を配置する。また、「防災隊本部」直属の組織として「傷病者救護チーム」を編成し傷病者救護チーム・チームリーダーがこれを統率する。情報連絡班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班の班長のうち一名を専従班班長リーダーとしそれぞれの班の役割および活動の企画・管理にあたる。
- 2) 防災隊の実務を遂行する上での諸課題を審議するための機関として、「防災隊本部」の下に「役員・専従班全体会議」と「役員・専従班幹部会議」を設置する。
- 3) 防災隊役員会に対する助言機関として「顧問」を置くことができる。

防災隊本部

- 1) 本部は、隊長・副隊長（4 名）を以って構成し、本拠を自治会館に置く。但し、災害時等において、自治会館が使用できないような場合には、本拠を北楽公園に置く。
- 2) 本部の平常時及び災害時の任務は「防災隊マニュアル」に記載の通り。隊長の指揮の下で、自治会の防災担当副会長である副隊長が実務を統括する。
- 3) 本部の下に、本部事務局を置き、当年度の自治会の防災担当役員（2 名）が就く。本部事務局は、本部の自治会防災担当副会長である副隊長の指示の下で、本部の役割遂行にあたってその補佐的な実務を担当すると共に、本部と避難区リーダー・専従班班長との実務的な連絡・調整に当たる。

審議機関（役員・専従班全体会議と役員・専従班幹部会議）

- 1) 役員・専従班全体会議は、役員、顧問、避難区リーダー、傷病者救護チーム・チームリーダー、専従班班長リーダー、専従班班長、及び専従班員全員を以って構成し、防災隊の実務遂行全般に係る重要事項を審議する。必要に応じて、随時開催する。
- 2) 役員・専従班幹部会議は、隊長、副隊長、監事、避難区リーダー、傷病者救護チーム・チームリーダー、専従班班長リーダー、専従班班長、本部事務局を以って構成し、防災隊の日常的な実務上の課題について審議する。また、役員会或いは全体会議で審議すべき重要事項の原案を審議して、役員会或いは全体会議に上程する。必要に応じて、随時開催する。

避難区リーダー

1) 避難区リーダーは、各避難区の専従班員の中から隊長によって選任され、各避難区の専従班班長と連携を図りながら、夫々の避難区内での専従班の任務の遂行を統括する。任期は特に定めない。

2) 避難区リーダーは、防災隊役員会の準メンバーとなり、防災隊役員会に出席して意見を述べるができる。

専従班と専従班班長、班長リーダー

1) 各避難区リーダーの下に編成される5班の専従班の平常時及び災害時の任務は、「防災隊マニュアル」に記載の通り。情報連絡班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班の班長のうち一名を専従班班長リーダーとしそれぞれの班の役割および活動の企画・管理にあたる。

2) 専従班班長は、夫々の避難区の専従班員の中から避難区リーダーによって選任され、避難区リーダーの指揮の下で、夫々の専従班の班務の遂行を統括する。任期は特に定めない。

3) 専従班班長は、夫々の避難区のサブリーダーを兼務して、避難区リーダーを補佐する。

専従班員

1) 専従班員は、防災隊員（自治会員）の中で、災害に備えて、及び、災害時において、南陽台住民全体の安全を確保するために、共助の精神をもって防災任務に当たる志を持つ者、或いは、その志を持つことが期待される者で、専従班員名簿に登録されている者を言う。具体的には、自ら志願した者、自治会より要請を受けた者、自治会役員を経験して退任した者、当年度の自治会役員（但し、会長、副会長、防災担当役員を除く）より成る。任期は特に定めない。やむをえない理由により退役する場合には、避難区リーダー経由で本部に届け出る。

2) 専従班員は、自らの住まいの避難区内の何れかの専従班に所属し、その任務に当たる。

3) 所属する専従班の選択は原則として本人の希望によるが、各班の人数の調整のため希望以外の班に所属することを要請される場合もある。当年度の自治会役員は、役員就任時に希望する専従班を申し出る。

4) 専従班員の任務は、所属する避難区の避難区リーダー及び専従班班長の指揮の下で、その専従班の平常時並びに災害時における任務の遂行に当たることである。また、南陽台自治会・自治会防災隊が運営する「災害時要援護者支援制度」において、「災害時支援対象者」に選定された人に対して平時及び災害時の支援を行うため、避難区リーダーが専従班員の中から「災害時支援担当者」を選任するので、選任された専従班員はその任に当たる。

5) 専従班員は、この任務の遂行に積極的に参加することが期待されるが、これはあくまでも自発的・奉仕的な共助の精神に基づくものであって、義務ではないし、責任を伴うものでもない。特に、災害時においては、自らと家族の安全の確保を第一優先とし、然る後に専従班員としての任務に就くことが要請される。

傷病者救護チーム

1) 傷病者救護チームは、医療或いは救急救護などに関して専門的な知識、経歴、資格等を持っている隊員の中から隊長によって委嘱され、リーダー（1名）及びメンバーによって構成される。原則として避難区リーダー・専従班班長・専従班員とは兼務しない。任期は特に定めない。

2) 傷病者救護チームは、平時においては防災訓練などの際に救急救護の指導に当たり、緊急災害時には被災したけが人等の手当てや救急救護などに際して主導的役割を果たす。

顧問

1) 顧問は、防災隊の活動について専門的な見識や経歴に基づいて、適切な助言を防災隊役員会に対して行う。

2) 顧問は原則として隊員の中から、消防関係の経験者、医師、その他防災に関する専門的な見識や経歴を有する人を選任し、役員会の承認を得て隊長が委嘱する。任期は特に定めない。

避難場所区分

1) 避難場所区分の呼称を次のように定める：

A 区：海公園（ブロック：1, 2）

B 区：竹の子公園（ブロック：4, 5, 6）

C 区：北楽公園（ブロック：3, 9, 10）

D 区：夾竹桃公園（ブロック：7, 8, 11）

付則

1. この内規は、平成 22 年 11 月 6 日の自治会防災隊役員会にて承認され、即日施行する。
2. 平成 22 年 12 月 5 日の防災隊役員・専従班全体会議、及び、平成 23 年 1 月 16 日の防災隊役員・専従班幹部会議での審議を経て全般的な改訂を行い、平成 23 年 2 月 12 日の防災隊役員会にて承認され、即日施行する。
3. 平成 24 年 2 月 27 日の防災隊役員・専従班幹部会議での審議を経て改訂を行い、平成 24 年 3 月 10 日の防災隊役員会にて承認され、即日施行する。
4. この改訂は防災隊幹部会議、防災隊役員会にて審議、承認され、平成 25 年 4 月より施行する。

発行

南陽台自治会防災隊

八王子市南陽台 2-9-14 自治会館内

電話/FAX 042-676-5770

電子メールアドレス nan-jichikai@m.jcnnet.jp

南陽台自治会ホームページ <http://www1.m.jcnnet.jp/nanyoudai-jichikai>